

桑名市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

#### 桑名市規則第56号

桑名市会計規則の一部を改正する規則

桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第33条中「次の各号」を「債権者が個人の場合は、第1号、第2号及び第4号に掲げる要件を、債権者が法人の場合は、第1号、第3号及び第4号」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 債権者の所在地、名称、代表者の氏名及び押印

第33条に次の3項を加える。

- 2 前項の請求書に使用する印鑑（以下「請求印」という。）は、契約書等がある場合は、その契約書等に用いた印鑑と同一のものでなければならない。
- 3 請求印は、法人にあってはその代表者の印、官公署その他これに準ずる者にあっては、職印、その他の者にあっては認印を使用しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会計管理者が特に認めた場合は、同項第2号に規定する氏名及び押印並びに同項第3号に規定する代表者の氏名及び押印は、債権者の自署（法人の場合は、代表者の自署。以下同じ。）をもって代えることができる。

第34条の見出しを「（受領印）」に改め、同条第1項中「請求及びその」を削り、「は、次の各号によらなければならない」を「（以下「受領印」という。）は、請求印と同一のものでなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、紛失その他やむを得ない事由によって改印の届出があったときは、改印届出後の印鑑とする。

第34条第1項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、会計管理者が特に認めた場合は、受領印は、債権者の自署をもって代えることができる。

第35条第1項中「前条」を「第33条第3項」に、「委任状を」を「又は債権者の自署がある委任状に代理人の印鑑を押して」に改め、同条第2項中「、代理人の承諾の旨を記載し、かつ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が特に認めた場合は、代理人の自署をもって委任状への押印に代えることができる。

第62条第2項中「請求書に押す印鑑」を「請求印」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が特に認めた場合は、債権者の自署をもって押印に代えることができる。

第62条第3項中「第34条第1項第2号」を「第34条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。